



福島医発第491号(地)
平成21年 6月 3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

精神科救急医療体制整備事業の実施について

今般、精神科救急医療と一般救急医療との連携強化を行うこと等に伴い、別添新旧対照表のとおり精神科救急医療体制整備事業実施要綱が一部改正され、平成21年4月1日から適用されたことから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事宛に通知がなされ、日本医師会に対しても周知、協力方依頼があった旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 福富稔明
救急医療担当理事 島田昇二郎
会 長 丸 山 泉

(地Ⅲ57)

平成21年5月28日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司



精神科救急医療体制整備事業の実施について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、精神科救急医療と一般救急医療との連携強化を行うこと等に伴い、精神科救急医療体制整備事業実施要綱が一部改正され、平成21年4月1日から適用されていることから、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事等宛に通知が出され、本会に対しても精神科救急医療体制整備事業の実施について、周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



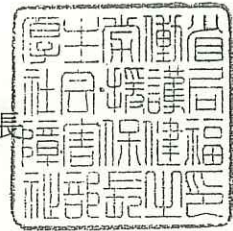
障発第0507001号

平成21年5月7日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神科救急医療体制整備事業の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知等、事業にご協力賜るようよろしくお願いいたします。

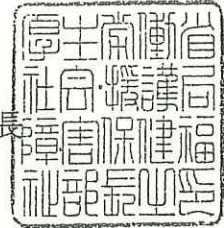
障発第0507001号

平成21年5月7日

各〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神科救急医療体制整備事業実施要綱の一部改正について

精神科救急医療体制整備事業については、平成20年5月26日付け障発第0526001号当職通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により実施しているところであるが、今般、精神科救急医療と一般救急医療との連携強化を行うこと等に伴い、別添新旧対照表のとおり一部改正し、別紙により平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

精神科救急医療体制整備事業実施要綱 新旧対照表

改正後（平成21年5月7日障発第0507001号通知）	改正前（平成20年5月26日障発第0526001号通知）
別紙 精神科救急医療体制整備事業実施要綱 1 目的 精神科救急医療体制整備事業（以下「事業」という。）は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域の実情に応じて輪番制病院群も含めて全ての精神科救急医療圏域に空床確保を行う精神科救急医療施設の整備、24時間対応の精神科救急情報センターの機能強化、診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築など、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする。 2 事業の実施主体 本事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。 3 事業の内容 本事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、概ね以下の内容を有する精神科救急医療体制を構築するものとする。 また、医療計画等における救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制として、一般の救急医療機関や精神科以外の診療科を有する医療機関との連携を図るものとする。 なお、指定都市を有する道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。 (1)精神科救急医療体制連絡調整委員会 精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための精神科救急医療体制連絡調整委員会を設けること。この委員会は、都道府県、指定都市、医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会、消防機関等の関係者によって行われるものである。 なお、この委員会は、医療計画等に基づく救急医療対策における関係	別紙 精神科救急医療体制整備事業実施要綱 1 目的 精神科救急医療体制整備事業（以下「事業」という。）は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域の実情に応じて輪番制病院群も含めて全ての精神科救急医療圏域に空床確保を行う精神科救急医療施設の整備、24時間対応の精神科救急情報センターの機能強化、診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築など、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする。 2 事業の実施主体 本事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。 3 事業の内容 本事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、概ね以下の内容を有する精神科救急医療体制を構築するものとする。 また、医療計画等における救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制として、一般の救急医療機関や精神科以外の診療科を有する医療機関との連携を図るものとする。 なお、指定都市を有する道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。 (1)精神科救急医療体制連絡調整委員会 精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための精神科救急医療体制連絡調整委員会を設けること。この委員会は、都道府県、指定都市、医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会、消防機関等の関係者によって行われるものである。 なお、この委員会は、医療計画等に基づく救急医療対策における関係

改正後（平成21年5月7日障発第0507001号通知）	改正前（平成20年5月26日障発第0526001号通知）
機関による連絡会議等との間で、移送の実施体制を含め、十分な連携及び調整を図ること。 (2)精神科救急情報センター ア 精神科救急情報センター 精神障害者又は保護者等からの相談窓口や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として公立病院、精神保健福祉センター、保健所など精神科救急医療体制の中核となる同一の機関に常時整備（ただし、時間帯により固定の担当機関を置き、適切に情報を引き継ぐ体制を整備することも可とする）するものとし、当該機能を的確に実施するため、<u>精神保健福祉士、看護師等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。</u> また、一般の救急情報センターや消防機関の救急救命士等と十分な連携を図ることにより、身体的疾患を合併している者も含め、緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関の円滑な調整を行うものとする。 イ 24時間精神医療相談 上記アに掲げる精神科救急情報センターにおいて、精神障害者等の疾病の重篤化を軽減する観点から、次に掲げる24時間精神医療相談窓口を併せて実施し、相談体制を強化すること。 (ア)24時間精神医療相談窓口 24時間精神医療相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、休日、夜間等における精神障害者及び家族等からの緊急的な相談に対して、当該精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。 (イ)相談体制 相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対応できるものとする。 相談窓口には、相当程度の精神科診療経験を有する医師、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。ただし、医師を常時配置することが困難な場合においては、医師以外の相談窓口に従事する者が受けた精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制（精神科医のオンコール等による。）を整えるものとする。	機関による連絡会議等との間で、移送の実施体制を含め、十分な連携及び調整を図ること。 (2)精神科救急情報センター ア 精神科救急情報センター 精神障害者又は保護者等からの相談窓口や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として公立病院、精神保健福祉センター、保健所など精神科救急医療体制の中核となる同一の機関に常時整備（ただし、時間帯により固定の担当機関を置き、適切に情報を引き継ぐ体制を整備することも可とする）するものとし、当該機能を的確に実施するため、<u>精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。</u> なお、一般の救急情報センターや消防機関の救急救命士等と十分な連携を図ることにより、身体的疾患を合併している者も含め、緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関の円滑な調整に努めるものとする。 イ 24時間精神医療相談 上記アに掲げる精神科救急情報センターにおいて、精神障害者等の疾病の重篤化を軽減する観点から、次に掲げる24時間精神医療相談窓口を併せて実施し、相談体制を強化すること。 (ア)24時間精神医療相談窓口 24時間精神医療相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、休日、夜間等における精神障害者及び家族等からの緊急的な相談に対して、当該精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。 (イ)相談体制 相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対応できるものとする。 相談窓口には、相当程度の精神科診療経験を有する医師、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。ただし、医師を常時配置することが困難な場合においては、医師以外の相談窓口に従事する者が受けた精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制（精神科医のオンコール等による。）を整えるものとする。

改 正 後（平成21年5月7日障発第0507001号通知）	改 正 前（平成20年5月26日障発第0526001号通知）
(ウ) 24時間精神医療相談窓口の周知 相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報し、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう周知に努めるものとする。 なお、当該機能の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の活用を妨げるものではない。 (3) 精神科救急医療施設 精神科救急医療施設は、本事業が実施可能な医療機関の中から、地域の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、実施することとする。 精神科救急医療施設として指定された医療機関は、入院治療を必要とする者を含む重症の精神科救急患者の医療対応ができる体制（精神保健指定医のオンコール等による。）を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。 なお、法第33条の4の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画することとする。 精神科救急医療施設には、以下のような類型を置くこととする。 なお、都道府県が設定した精神科救急医療圏域（以下「圏域」という。）ごとに病院群輪番施設や常時対応施設を確保すること等により、24時間365日精神科急性期患者に円滑に対応できる体制を整備すること。また、身体合併症対応施設は少なくとも2つの圏域に1か所整備すること。 さらに、圏域において外来診療による初期精神科救急患者への対応を行うための体制が充分ではない場合においては、外来対応施設を設置することが望ましい。 ア 病院群輪番施設 休日、夜間における精神科急性期患者に対応するため、複数の病院で輪番制により医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ態勢を整備した病院を病院群輪番施設として指定を行うものとする。また、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていること。 なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有していることを要件とする。	(ウ) 24時間精神医療相談窓口の周知 相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報し、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう周知に努めるものとする。 なお、当該機能の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の活用を妨げるものではない。 (3) 精神科救急医療施設 精神科救急医療施設は、本事業が実施可能な医療機関の中から、地域の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、実施することとする。 精神科救急医療施設として指定された医療機関は、入院治療を必要とする者を含む重症の精神科救急患者の医療対応ができる体制（精神保健指定医のオンコール等による。）を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。 なお、法第33条の4の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画することとする。 精神科救急医療施設には、以下のような類型を置くこととする。 なお、都道府県が設定した精神科救急医療圏域（以下「圏域」という。）ごとに病院群輪番施設や常時対応施設を確保すること等により、24時間365日精神科急性期患者に円滑に対応できる体制を整備すること。また、身体合併症対応施設は少なくとも2つの圏域に1か所整備すること。 さらに、圏域において外来診療による初期精神科救急患者への対応を行うための体制が充分ではない場合においては、外来対応施設を設置することが望ましい。 ア 病院群輪番施設 休日、夜間における精神科急性期患者に対応するため、複数の病院で輪番制により医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ態勢を整備した病院を病院群輪番施設として指定を行うものとする。また、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていること。 なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有していることを要件とする。

改正後（平成21年5月7日障発第0507001号通知）	改正前（平成20年5月26日障発第0526001号通知）
イ 常時対応施設 24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ態勢を整備した病院は常時対応施設として指定を行うものとする。ただし、診療報酬において、「精神科救急入院料」又は「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあつては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。）。なお、暫定的に認められた病院の管理者は当該入院料を算定するための計画書を作成し、その進捗状況を毎年度3月末日までに都道府県知事又は指定都市市長へ報告すること。 また、2床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていることを要件とする。 なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有するものとする。 このうち、精神疾患を有しながら、身体合併症を併発している患者（精神疾患及び身体合併症それぞれについて入院治療が必要な程度の患者）に対応できる病院は、身体合併症対応施設として指定を行うものとする。当該施設は、診療報酬において、「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（ただし、同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあつては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であつて精神疾患を有しながら、身体合併症を併発している患者に対応できると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。なお、暫定的に認められた病院の管理者は当該入院料を算定するための計画書を作成し、その進捗状況を毎年度3月末日までに都道府県知事又は指定都市市長へ報告すること。）とし、さらに、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていることを要件とする。 また、身体合併症対応施設又は同一医療機関において救命救急センターが設置されている精神科救急医療施設において、当該施設における精神疾患の初期治療後の患者について、身体合併症等の残存症状を治療する医療機関への転院のための専従の精神保健福祉士、看護師等を配置し、後方搬送のための調整機能を強化する身体合併症等後方搬送調整事業を実施するものとする。	イ 常時対応施設 24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ態勢を整備した病院は常時対応施設として指定を行うものとする。ただし、診療報酬において、「精神科救急入院料」又は「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあつては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。）。なお、暫定的に認められた病院の管理者は当該入院料を算定するための計画書を作成し、その進捗状況を毎年度3月末日までに都道府県知事又は指定都市市長へ報告すること。 また、2床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていることを要件とする。 なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有するものとする。 このうち、精神疾患を有しながら、身体合併症を併発している患者（精神疾患及び身体合併症それぞれについて入院治療が必要な程度の患者）に対応できる病院は、身体合併症対応施設として指定を行うものとする。当該施設は、診療報酬において、「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（ただし、同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあつては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であつて精神疾患を有しながら、身体合併症を併発している患者に対応できると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。なお、暫定的に認められた病院の管理者は当該入院料を算定するための計画書を作成し、その進捗状況を毎年度3月末日までに都道府県知事又は指定都市市長へ報告すること。）とし、さらに、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていることを要件とする。

改 正 後 (平成21年5月7日障発第0507001号通知)	改 正 前 (平成20年5月26日障発第0526001号通知)
ウ 外来対応施設 外来対応施設においては、外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるものとする。なお、診療所にあつては、精神病床を有する医療機関とその連携により体制確保を図るものとする。 外来対応施設のうち、夜間、休日、全時間帯を同一の医療機関において、対応する体制を整えている場合は、「常時型外来対応施設」として指定するものとする。 (4)搬送体制 法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関又は精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。 (5)支援病院の確保 本事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療を終了した者については転院させることができるよう、必要に応じ支援病院を指定するなどその確保に努めること。 4 報告 都道府県等により指定された精神科救急医療施設は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。なお、都道府県等は、翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4及び5を用いて厚生労働省に報告すること。 5 経費の負担 都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。	ウ 外来対応施設 外来対応施設においては、外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるものとする。なお、診療所にあつては、精神病床を有する医療機関とその連携により体制確保を図るものとする。 外来対応施設のうち、夜間、休日、全時間帯を同一の医療機関において、対応する体制を整えている場合は、「常時型外来対応施設」として指定するものとする。 (4)搬送体制 法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関又は精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。 (5)支援病院の確保 本事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療を終了した者については転院させることができるよう、必要に応じ支援病院を指定するなどその確保に努めること。 4 報告 都道府県により指定された精神科救急医療施設は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。また、各都道府県は、翌年度4月末までに、各都道府県における精神科救急医療体制の状況を厚生労働省に報告すること。 5 経費の負担 都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別紙

精神科救急医療体制整備事業実施要綱

1 目的

精神科救急医療体制整備事業（以下「事業」という。）は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域の実情に応じて輪番制病院群も含めて全ての精神科救急医療圏域に空床確保を行う精神科救急医療施設の整備、24時間対応の精神科救急情報センターの機能強化、診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築など、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。

3 事業の内容

本事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、概ね以下の内容を有する精神科救急医療体制を構築するものとする。

また、医療計画等における救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制として、一般の救急医療機関や精神科以外の診療科を有する医療機関との連携を図るものとする。

なお、指定都市を有する道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。

(1) 精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための精神科救急医療体制連絡調整委員会を設けること。この委員会は、都道府県、指定都市、医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会、消防機関等の関係者によって行われるものである。

なお、この委員会は、医療計画等に基づく救急医療対策における関係機関による連絡会議等との間で、移送の実施体制を含め、十分な連携及び調整を図ること。

(2)精神科救急情報センター

ア 精神科救急情報センター

精神障害者又は保護者等からの相談窓口や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として公立病院、精神保健福祉センター、保健所など精神科救急医療体制の中核となる同一の機関に常時整備(ただし、時間帯により固定の担当機関を置き、適切に情報を引き継ぐ体制を整備することも可とする。)するものとし、当該機能を的確に実施するため、精神保健福祉士、看護師等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。

また、一般の救急情報センターや消防機関の救急救命士等と十分な連携を図ることにより、身体的疾患を合併している者も含め、緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関の円滑な調整を行うものとする。

イ 24時間精神医療相談

上記アに掲げる精神科救急情報センターにおいて、精神障害者等の疾病の重篤化を軽減する観点から、次に掲げる24時間精神医療相談窓口を併せて実施し、相談体制を強化すること。

(ア)24時間精神医療相談窓口

24時間精神医療相談窓口(以下「相談窓口」という。)は、休日、夜間等における精神障害者及び家族等からの緊急的な相談に対して、当該精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。

(イ)相談体制

相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対応できるものとする。

相談窓口には、相当程度の精神科診療経験を有する医師、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。ただし、医師を常時配置することが困難な場合においては、医師以外の相談窓口に従事する者が受けた精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制(精神科医のオンコール等による。)を整えるものとする。

(ウ) 24時間精神医療相談窓口の周知

相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報し、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう周知に努めるものとする。

なお、当該機能の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の活用を妨げるものではない。

(3) 精神科救急医療施設

精神科救急医療施設は、本事業が実施可能な医療機関の中から、地域の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、実施することとする。

精神科救急医療施設として指定された医療機関は、入院治療を必要とする者を含む重症の精神科救急患者の医療対応ができる体制(精神保健指定医のオンコール等による。)を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。

なお、法第33条の4の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画することとする。

精神科救急医療施設には、以下のような類型を置くこととする。

なお、都道府県が設定した精神科救急医療圏域(以下「圏域」という。)ごとに病院群輪番施設や常時対応施設を確保すること等により、24時間365日精神科急性期患者に円滑に対応できる体制を整備すること。また、身体合併症対応施設は少なくとも2つの圏域に1か所整備すること。

さらに、圏域において外来診療による初期精神科救急患者への対応を行うための体制が充分ではない場合においては、外来対応施設を設置することが望ましい。

ア 病院群輪番施設

休日、夜間における精神科急性期患者に対応するため、複数の病院で輪番制により医師・看護師を常時配置(診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。)し、受入れ態勢を整備した病院を病院群輪番施設として指定を行うものとする。また、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていること。

なお、保護室、診察室、面会室(ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。)及び処置室(酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。)を有していることを要件とする。

イ 常時対応施設

24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ態勢を整備した病院は常時対応施設として指定を行うものとする。ただし、診療報酬において、「精神科救急入院料」又は「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあっては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。）。なお、暫定的に認められた病院の管理者は当該入院料を算定するための計画書を作成し、その進捗状況を毎年度3月末日までに都道府県知事又は指定都市市長へ報告すること。

また、2床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていることを要件とする。

なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有するものとする。

このうち、精神疾患を有しながら、身体合併症を併発している患者（精神疾患及び身体合併症それぞれについて入院治療が必要な程度の患者）に対応できる病院は、身体合併症対応施設として指定を行うものとする。当該施設は、診療報酬において、「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（ただし、同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあっては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であって精神疾患を有しながら、身体合併症を併発している患者に対応できると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。なお、暫定的に認められた病院の管理者は当該入院料を算定するための計画書を作成し、その進捗状況を毎年度3月末日までに都道府県知事又は指定都市市長へ報告すること。）とし、さらに、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の態勢を整えていることを要件とする。

また、身体合併症対応施設又は同一医療機関において救命救急センターが設置されている精神科救急医療施設において、当該施設における精神疾患の初期治療後の患者について、身体合併症等の残存症状を治療する医療機関への転院のための専従の精神保健福祉士、看護師等を配置し、後方搬送のための調整機能を強化する身体合併症等後方搬送調整事業を実施するものとする。

ウ 外来対応施設

外来対応施設においては、外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるものとする。なお、診療所にあつては、精神病床を有する医療機関とその連携により体制確保を図るものとする。

外来対応施設のうち、夜間、休日、全時間帯を同一の医療機関において、対応する体制を整えている場合は、「常時型外来対応施設」として指定するものとする。

(4)搬送体制

法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関又は精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。

(5)支援病院の確保

本事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療を終了した者については転院させることができるよう、必要に応じ支援病院を指定するなどその確保に努めること。

4 報告

都道府県等により指定された精神科救急医療施設は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。なお、都道府県等は翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4及び5を用いて状況を厚生労働省に報告すること。

5 経費の負担

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

(都道府県等) 精神科救急医療体制整備事業施設月報(年 月)

医療施設名()

救急当番日に ○を記載して ください。		受診件数	うち精神科 救急情報セ ンター経由	うち自院 通院中の 患者	受診者のうち入院した者(通院中の患者か否かを問わず)							
					入院 件数	入 院 形 式						その他
						緊急措置	措置	応急	医療保護	任意		
1日												
2日												
3日												
4日												
5日												
6日												
7日												
8日												
9日												
10日												
11日												
12日												
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日												
20日												
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日												
28日												
29日												
30日												
31日												
合計	0											

* 夜間・休日に本事業を利用したケースに限定して集計して下さい。

* 貴院通院中の患者(6か月以内に受診歴のある者)の救急受診を本事業の件数に含める場合は、「うち自院通院中の患者」の欄に記入して下さい。(通院患者を含めない場合は空欄。)

* 「精神科緊急医療事業(措置入院の当番制など)」が別立てで運用されている場合は、夜間・休日の実績のみを合算して該当欄にデータを記入して下さい。

* 当番日以外にも本事業を支援したケースがあれば、該当欄に件数を記入して下さい。

* 外来対応施設については、受診件数のみ記載してください。

* 毎月(ex.第2週末)までに、前月分のデータをFAX()、もしくはファイルを添付した電子メール()にて、(都道府県等の担当課)へ提出願います。

(都道府県等) 精神科救急医療体制整備事業圏域別月報(年 月)

圏域(地区)名						受診者のうち入院した者						
病院名		当番日数	受診件数 合計	うち精神科 救急情報 センター経由	うち自院通院 中の患者	入院件数 合計	入 院 形 式					
							緊急措置	措置	応急	医療保護	任意	その他
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合 計												

* 別紙様式1の施設月報(圏域内の精神科救急医療施設からの月報)を集計した圏域別の月報です。

* 精神科救急医療圏域の圏域数分をコピー(もしくはエクセル上でワークシートをコピーして増設)のうえ、1圏域1シートで記入願います。

* 常時救急を受け入れる常時対応施設の場合、当番日数(他の病院との重複もあります。)は当月の全日数を記入して下さい。

(当番日以外にも本事業を支援したケースがあれば、当番日数、受診件数等に含める。)

* 圏域内の精神科救急医療施設数が10を超える場合は、本紙をコピー(もしくはエクセル上に行を追加)して記入願います。

* 別紙様式2の圏域別月報を集計した都道府県等全域の月報です。

* 圏域数が10を超える場合は、本紙をコピー(ないしエクセル上に行を追加)して記入願います。

(都道府県等) 精神科救急医療体制整備事業年報(年度)

月	受診件数 合計	うち精神科 救急情報 センター経由	うち自院通院 中の患者	受診者のうち入院した者						
				入院件数 合計	入 院 形 式					
					緊急措置	措置	応急	医療保護	任意	その他
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
合 計										

* 別紙様式3の月報の合計値を記入する年報です。厚生労働省精神・障害保健課へ提出願います。

(都道府県等) 精神科救急医療相談事業年報(年度)

月	電話相談件数	相談者内訳						来所相談件数	救急受診 勧奨件数
		本人	家族	消防	警察	精神科診療所	その他		
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合計									

* 精神科救急情報センターもしくはそれに準ずる相談窓口への電話及び来所相談件数を記入して下さい。

* 相談者の内訳をわかる範囲で記入して下さい。また、救急受診を勧奨したケースについて、月ごとにその件数を記入して下さい。

* 同一ケースの複数回の相談は、毎回1件と数えて下さい。(そのつど救急受診の要否を識別し、勧奨した件数を記入して下さい。)

* 毎月(ex.第2週末)までに、前月までのデータを累積的にFAX()、もしくはファイルを添付した電子メール()にて、(都道府県等の担当課)へ提出願います。(ex.8月分の報告であれば、4～7月分のデータも記入し報告する。)

* 年報として厚生労働省精神・障害保健課へ提出願います。